



受講費用の補助を始めました！

～介護職員初任者研修 編～

いま、介護サービスのニーズがより一層高まっています。

袖ヶ浦市は介護に興味のある方、介護に携わりたい方など、志ある人を応援します！

※予算額に達した場合は、受付を終了いたします。

補助の対象者

初任者研修を修了し、
現在、市内の介護サービス事業所等
で就労中の方

*詳細は裏面の図で確認してください

補助の条件

- ・市町村税(住所地)の滞納がないこと
- ・補助の対象経費の支払を完了していること
- ・初任者研修等の経費について、他の補助を受けていないこと

補助の対象経費

初任者研修の受講に係る費用

- (1)研修に要する受講料
- (2)研修の実施機関が指定した教材の費用

★申請には領収書が必要です★

補助の内容

補助対象経費に係る費用の
50%に相当する額(上限5万円)
※交通費等は補助の対象外です。



市HPこちらガウ!!



袖ヶ浦市 介護保険課

受講費補助事業の流れ

① 受講する

介護職員初任者研修を受講し、修了します。
費用はひとまず全額自分で負担してください。

② 就労する

市内の介護サービス事業所等で3カ月以上継続して勤務します。

③ 申請する

市に下記書類を提出します。

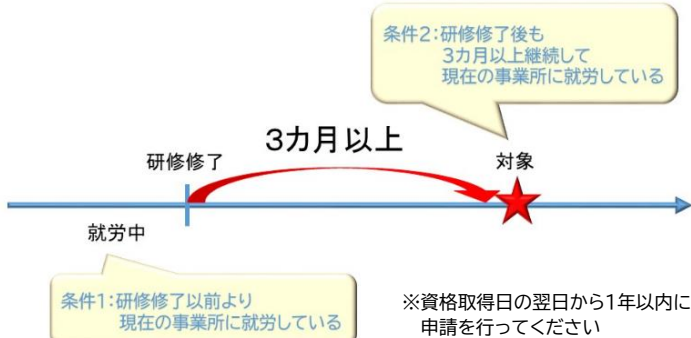
- ・交付申請書
- ・初任者研修を修了したことを証する書類の写し
- ・就業証明書
- ・補助対象経費に係る領収書の写し
- ・市町村税の滞納がないことを証する書類（納税証明書等）

→市は書類を審査し、交付を決定します。

④ 請求する

交付決定通知書が届いたら、市に交付請求書を提出します。

◇市内介護事業所に就労している方



対象条件を
しっかり確認 gau!!



県 HP



問い合わせ

袖ヶ浦市介護保険課 管理班

0438-62-3158

sode73@city.sodegaura.chiba.jp

◇これから市内介護事業所に就労しようとしている方

※資格取得日の翌日から1年以内に申請を行ってください

